

宇土市告示第 110 号

公示送達

令和 8 年 8 月 5 日

宇土市長 光井 正吾



下記書類は、高齢者支援課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条の規定に基づき準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示します。

記

1 書類名

介護保険料通知 1

1-2 送達を受けるべき者

山本 節子 上田 千年 村田 伸枝 西村 クニエ

2 書類名

介護保険料通知 2

2-2

田嶋 美津子

（注意）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条の規定に基づき準用する、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この書類の掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったとみなされます。